

# 第 5 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書

第 1 次 変 更 計 画

( 変 更 部 分 の み )

( 富 士 川 中 流 森 林 計 画 区 )

計 画 期 間      自   平 成 27 年 4 月 1 日  
                  至   平 成 32 年 3 月 31 日

関 東 森 林 管 理 局

## 富士川中流森林計画区の第4次地域管理経営計画の変更について

### 【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規定（平成11年農林水産省訓令第2号）第6条第9項の規定に基づき変更するものである。

民有林・国有林が連携して効率的な路網整備や間伐の実施等に取り組む森林共同施業団地において、新たに林業専用道の開設を計画したことから、伐採総量（臨時伐採量）及び林道等の開設に関する計画量を変更する。

なお、本変更計画は、平成28年4月1日から適用する。

### 【変更項目】

#### 4 主要事業の実施に関する事項 （本文省略）

##### （1）伐採総量（単位：m<sup>3</sup>）

主 伐	間 伐	臨時伐採量	計
23,638	29,561 (376)	2,822	56,021

注) ( )は、間伐面積(ha)。

##### （4）林道等の開設及び改良の総量

区 分	開 設		拡張（改良）	
	路線数	延長量 (m)	路線数	延長量 (m)
林 道	3	3,046	9	430
うち林業専用道	3	3,046	9	430